

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第8 議案第12号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、一般職の職員の給料に関し級別の標準的な職務の内容を定める必要があるので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第12号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例改正の趣旨でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、給与条例は、給料表等のほか、新たに一般職の級別の標準的な職務の内容を規定する必要が生じたため、これを加えるものであります。

現在、本町では、この内容は、規則で定めておりますが、条例を定めることで、議会審議等を通じて、住民への説明責任を強化して、職務給の原則の一層の徹底を図ろうとするものでございます。

1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

新たに級別標準職務表（別表第2）として加えるものでございます。8級の部長、参事から1級の主事までを定めるものであります。

なお、附則でございます。条例は、平成28年4月1日から施行する。

説明は以上になります。それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、佐々木議員。

○1 番（佐々木 昇）

1 番、佐々木昇です。一つ確認をさせてください。この部分、現規則で、その表の内容で、8 級、7 級ぐらいたと出先機関のこととか、6 級以下だと、それらに相当する職務というものが載っているのですけれども、今回、この条例改正だとその部分が削除されているということで、その辺の説明をいただけたらと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの佐々木議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点、出先等につきましては、これにつきましては現況に即した形で、今回は条例で制定させていただいているものでございます。

それから、何々に相当する職務といった表現なのですけれども、これは総務省からの通知の中で、そういった不明確な表現は、規定の趣旨を没却しかねないものとして避けるよう表現をされているものから、今回はこのような表現は避けているということでございます。

以上になります。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員、よろしいですか。

ほかに質問はございますか。

2 番、山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。今、佐々木議員が言われた部分で、現況の職員で、影響が出る職員がいるのかいないのか、そこだけ確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

ただいまの山田議員のご質問にお答えいたします。今回の条例の改正、制定によりまして、影響というものはございません。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員により、可決いたしました。